

議案第 53 号

多可町滞在型市民農園施設条例の一部を改正する条例の制定について

多可町滞在型市民農園施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町滞在型市民農園施設条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町滞在型市民農園施設条例（平成18年多可町条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条から第10条までを削り、第11条を第6条とする。

第12条第2項中「、第6条及び第7条第1項中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替え、同条第2項中「町」の次に「及び指定管理者」を加える。」を「読み替える。」に改め、同条を第7条とする。

第13条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、同条第5号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条を第8条とする。

第14条を削り、第15条を第9条とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
滞在型市民農園施設「クラインガルテン岩座神」	多可町加美区岩座神251番地1

別表第2（第3条、第4条関係）

名称	休館日	開館時間
滞在型市民農園施設「クラインガルテン岩座神」	毎週火曜日から木曜日まで	(1) 宿泊以外 午前8時から午後5時まで (2) 宿泊 午後5時から翌日の午前8時まで

別表第3を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

多可町滞在型市民農園施設条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p><u>(利用の許可等)</u></p> <p>第6条 <u>滞在型市民農園施設のうち、農園を利用する者以外に利用させることができる施設（以下「利用許可施設」という。）を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 町長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。</u></p> <p><u>3 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 滞在型市民農園施設の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) その他管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p><u>(利用の許可の取消し等)</u></p> <p>第7条 <u>町長は、前条第1項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を制限し、又は退去を命ずることができる。</u></p> <p><u>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 許可を受けた利用の条件に違反したとき。</u></p> <p><u>(3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。</u></p> <p><u>(4) その他管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p><u>2 前項の規定による処分により、利用者が損害を受けることがあっても、町は、その損害の賠償の責めを負わない。</u></p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第8条 <u>利用者は、利用許可施設の利用の許可を受けたときは、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 町長が特別に必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>3 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、町長が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。</u></p>	

現 行	改 正
<p>(目的外利用等の禁止)</p> <p>第9条 <u>利用者は、利用許可施設を許可を受けた目的以外に利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</u></p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第10条 <u>利用者は、利用許可施設の施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。第7条第1項の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。</u></p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、滞在型市民農園施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条ただし書及び第4条ただし書中「町長が必要であると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要であると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て」と、<u>第6条及び第7条第1項中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替え、同条第2項中「町」の次に「及び指定管理者」を加える。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第13条 前条の規定により管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>利用許可施設の利用許可に関する業務</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>利用料金に関する業務</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、第1条に定める目的を達成するために必要な業務</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 <u>第12条第1項の規定により、指定管理者による管理を行う場合において、町長が</u></p>	<p>(損害賠償の義務)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、滞在型市民農園施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条ただし書及び第4条ただし書中「町長が必要であると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要であると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て」と<u>読み替える。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第8条 前条の規定により管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、第1条に定める目的を達成するために必要な業務</u></p>

現 行	改 正																						
<p>利用許可施設の管理運営上必要があると認めるときは、第8条の規定にかかわらず、指定管理者は利用者から利用許可施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を徴収することができるものとする。この場合において、第8条の規定は、適用しないものとする。</p> <p>2 前項に規定する利用料金は、許可に際し納付しなければならない。ただし、指定管理者が、あらかじめ町長が定める基準に従い後納を認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 利用料金の額は、別表第3に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>5 指定管理者は、あらかじめ町長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>6 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ町長が定める基準に従い特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(委任) 第15条 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滞在型市民農園施設「クラインガルテン岩座神」</td> <td>多可町加美区岩座神251番地1</td> </tr> <tr> <td>滞在型市民農園施設「ブルーメンやまと」</td> <td>多可町八千代区大和1483番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第3条、第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">休館日</th> <th style="text-align: center;">開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	滞在型市民農園施設「クラインガルテン岩座神」	多可町加美区岩座神251番地1	滞在型市民農園施設「ブルーメンやまと」	多可町八千代区大和1483番地	名称	休館日	開館時間				<p>(委任) 第9条 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滞在型市民農園施設「クラインガルテン岩座神」</td> <td>多可町加美区岩座神251番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第3条、第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">休館日</th> <th style="text-align: center;">開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	滞在型市民農園施設「クラインガルテン岩座神」	多可町加美区岩座神251番地1	名称	休館日	開館時間			
名称	位置																						
滞在型市民農園施設「クラインガルテン岩座神」	多可町加美区岩座神251番地1																						
滞在型市民農園施設「ブルーメンやまと」	多可町八千代区大和1483番地																						
名称	休館日	開館時間																					
名称	位置																						
滞在型市民農園施設「クラインガルテン岩座神」	多可町加美区岩座神251番地1																						
名称	休館日	開館時間																					

現 行			改 正		
滞在型市民農園施設「クライ ンガルテン岩座神」	毎週火曜日から木曜日まで	(1) 宿泊以外 午前8時 から午後5時まで (2) 宿泊 午後5時から 翌日の午前8時まで	滞在型市民農園施設「クライ ンガルテン岩座神」	毎週火曜日から木曜日まで	(1) 宿泊以外 午前8時 から午後5時まで (2) 宿泊 午後5時から 翌日の午前8時まで
滞在型市民農園施設「ブルー メンやまと」	毎週火曜日	(1) 宿泊以外 午前8時 から午後5時まで (2) 宿泊 午後5時から 翌日の午前8時まで			
別表第3 (第8条、第14条関係)					
滞在型市民農園施設「ブルーメンやまと」宿泊施設					
区分	利用時間	金額 (サービス料及び消費税等含む。)			
休憩利用 午前10時30分 から午後3時30分 まで	3時間以内	1棟 4人以下の使用の場合	1棟 5人以上の使用の場合		
		3,300円	6,600円		
	3時間超過	4,400円	8,800円		
宿泊利用	午後4時から翌 日の午前10時ま で	1棟 4人以下の使用の場合	1棟 5人以上の使用の場合		
		13,200円	1人につき3,300円を加 算		
備考 宿泊施設は、2棟とし、1棟当たりの定員は8人とする。					